

〈祈りのために〉

そこで彼らに言われた、「祈るときには、こう言いなさい、『父よ、御名があがめられますように。御国がきますように。わたしたちの日ごとの食物を、日々お与えください。わたしたちに負債のある者を皆ゆるしますから、わたしたちの罪をもおゆるしてください。わたしたちを試みに会わせないでください』」。

(口語訳・ルカによる福音書 11章2-4節)

この聖書箇所は去る6月10日の礼拝で語られた説教箇所である。それは、私たち教会の肢々に語られた主イエスの祈りの教えである。祈りは、主イエス・キリストの中に入れられ主に従い、教会を主の体として建てて行く我々の日々の行ないであることが語られた。そして祈る対象は父である。このルカによる福音書11章2節では子供がその父に呼び掛ける『父よ』という呼びかけによって御名が崇められますように、御国が来ますようにと祈り始め、次に三つの祈りが語られた。

一つ目は我々の日ごとのパンを神に求める祈りである。すなわち父なる神のなさるご配慮に委ね肉にこだわる思い煩いを捨て、永遠の命に望みを抱く信仰の修練である。

二つ目は負債のあるものをゆるすこと。その前提としての我々の罪をおゆるし下さいと願う我々の信仰の修練である。

三つめは我々を試みに会わせないでくださいと祈ること。罪ある我々が神に和解を請う祈りである。教会は主の業を映し出す鏡なのである。

この一つ目の日ごとのパンを神に求める祈りのことから私にとって忘れられない母の話を思い出します。1946年4月私どもの家族は中国の北載河（ベイタイホー）からの引き上げを余儀なくされました。母は一人で、生まれて間もなく水疱瘡にかかった四男を背負い、13歳の長男、4歳の私と三歳の弟の手を引いて青島（チンタオ）まで有蓋貨物列車に乗り込んで乗り込み引き上げを執行しました。好意的な中国人の隣人たちは私たちが餓死するのではないかと心配して、引き上げを止めるよう真剣に訴えられましたが、母は引き上げの機会を逃すことを恐れて、日本人の引き上げの列に加わり青島を目指したのです。有蓋貨物列車に乗って順調に青島に到着することは想像することのできない凄惨な状態の中、中国八路軍の襲撃を避けての数日間の運行での食料と水の調達の困難さを、母は、神に食べ物を求める祈りを絶やしたことが無かったと語っていました。母の祈りは日々の欠乏の状況からの回避を願ってと言うよりも神への信仰に基づいていたのではと思っております。引き上げ後不安定な生活の中でもまず教会を探し求め、故小川武満牧師の主宰する神奈川平和日本遺族の会に加入して集會に熱心に参加しておりました。

現在、我々の日々は肉の糧にこだわり、己の罪を顧みず神との和解など思いも抱かない日々であります。しかし唯一の主なる神の戒めは足をしっかりと地に着けて何に従うべきか、何を避けるべきかを伝える教会の務めを命じておられます。真理に耳を傾ける人々がおります。日本キリスト教会信仰の告白に「教会はキリストの体、神に召されたる世々の聖徒の交りにして、主の委託により、正しく御言を宣べ伝え、聖礼典を行ひ、信徒を訓練し、終わりの日に備へつつ主の来たり給ふを待ち望む。」とあります。今こそ主の御業を進めて行きましょう。

〈祈り〉父よ。どうぞ教会の業を日々たゆまず進めて行きあなたの真理の御霊を語る者の働きを強めてください。

黒澤淳雄(横浜長老教会長老 東京中会靖国神社問題特別委員)

## <ヤスクニ問題とわたし>

金子一夫（名東教会元長老）

靖国神社問題特別委員会より寄稿依頼を受けた。突然のことで、承諾して良いものか悩んだが、機関誌を発行する委員の方々のご苦勞を思うと、お断りする勇気がなく、引き受けることにした。

我が国では、靖国神社の存在自体が問題であるとの認識は今から 60 年ほど前、私が受洗した頃であったらうか。お世話になった I 伝道師より、「天皇個人でなく、天皇制がこの国に存在する限り、日本には民主主義は根付かない」とつぶやかれた。この言葉は今日に至るまで私の心に残っている。靖国神社問題を考えることは、日本がかつて行った戦争と切り離して考えることは出来ない。

1945 年 7 月、米軍は海軍火薬廠がある平塚に集中的に焼夷弾投下を行った。一夜に投下された量は八王子空襲に次ぐ 447,700 本と言われ、343 人（平塚市調べ）の命が奪われた。

私は今でもあの B29 が飛来する低い、鈍い飛行音が耳に残っている。私にとって恐怖の轟音である。警戒警報がなり、B29 は雨のように焼夷弾を落とす。おびえている両親の姿を見て、5 歳になったばかりの私も怯えた。私たち家族 4 人は相模川の川原の方に向かって逃げた。周囲は火の海である。その海の中を人々は逃げ惑う。

戦前、私たち家族は平和に暮らしていた。しかし、戦争を境に生活は一変した。母親は戦後の苦勞で若くして世を去った。戦争による犠牲者の一人だと思っている。

1970 年 4 月 14 付けにて日本基督教会は靖国神社法案を再度国会に提出した自民党佐藤栄作総裁に対し、首相官邸で抗議声明文を出した。（「日本キリスト教会 50 年史」P341 参照）

第 63 回国会は 1970 年 1 月 14 日召集され、4 月 14 日議員立法として国会へ提出された。5 月 6 日に内閣委員会へ付託され、5 月 13 日、「閉会中でも話し合う」という条件のもとに時間切れ、廃案となった。

遡ること、1970 年 1 月、日本基督教会は「礼拝出席者総員署名月間」として署名活動を行い、15,658 名の署名を国会に提出した（同国会へ提出された法案反対署名の総計は 378 万名であった）。法案が提出された 4 月 14 日を中心に全国の教会から葉書、電報、電話、国会議員訪問、デモ戦術など法案反対活動は盛り上がった。

大会の呼び掛けで、私たちは東京の議員会館を訪れ、グループに分かれ、直接自民党代議士に面会し、反対を訴えた。同じグループに故永井春子先生がおられ、強い反対意見をおっしゃっていたが、代議士は「あなた方とは考え方が違いますからね」と開き直られたことを思い出す。あの頃の日本キリスト教会は熱気があった。

本年 8 月 15 日、大阪北教会で「近畿中会 8・15 講演会」が開催された。主題：「『象徴』天皇制を考える」、講師：吉馴明子氏（日本基督改革派教会会員）。

天皇の退位が表明されたこの時期に天皇のあり方が大きく話題になっているが、「国民統合の象徴」とされている経緯を歴史的に検証されたすばらしい講演であった。

「平和を実現する人々は幸いである。天の国はその人たちのものである」（マタイ 5 章）。靖国問題に関わるすべての方々のために祈る。

## 「象徴」天皇制とどう向き合っていくか

—北海道中会の取り組み—

森下真裕美（佐呂間教会牧師）

去る7月16日（月・休）、札幌琴似教会を会場に、2018ヤスクニ・社会問題委員会 公開学習会が行われました。今回は『「象徴」天皇制を考える—「神聖」の遺産と大衆化の狭間で—』とのテーマで、講師に吉馴明子氏（日本キリスト改革派教会東京恩寵教会会員・恵泉女学園大学名誉教授）を迎えて、お話をお聞きしました。実は私は、大学で吉馴先生のゼミに所属していました。先生が同じ信仰者であり、日本キリスト教会の中にも多くの知人や友人がおられることを知るようになって、単なる指導教授ということを超えて、親しく交わりを与えられていました。今回は、その先生に、20年ぶりにお会いできるだけでも・・・！という思いで、札幌までの片道5時間近い道りを出かけていきましたが、お会いできたことに加えて、学生時代の感覚を呼び覚まされるような、よい学びと新たな意識を与えられた、喜びの一日となりました。

今回の講演は、タイトルに掲げられたとおり「象徴」天皇制を考える、ということで話が進められました。戦後、新憲法の下で、「天皇は日本国の象徴」であり、その地位は「国民の総意に基づく」と定義されたことにより、天皇からは、皇祖皇宗に由来する呪術宗教的な権威が断ち切れ、ある意味「修飾的」な存在、「国事行為」だけを行う存在とされたはずでした。にもかかわらず、今、その「象徴」天皇の意味合いがどんどん変わってきており、戦前に劣らぬ影響力をもっているかのような雰囲気作り上げられてきている。その問題点と、どこにくさびを打ち込んだら、このような風潮を止められるか、というのが講師の投げかけでした。なお、ここでは詳しくご紹介できませんが、講演の中では、「象徴」天皇の意味を考える例として、南原 繁の天皇論、その発言が多く取り上げられました。

「象徴」—それは憲法の本文に記されている「日本国民統合の象徴」であって、現天皇である平成天皇は、そのあり方を模索してきたと言われます。それが、慰問や慰霊のために各地にも精力的に出かけ、膝をつき、国民に寄り添い、その語ることにうなずき、心を交わそうとするその姿に表れているのでしょう。その姿に対して、多くの理解と好意が寄せられているのも事実だと思います。私自身も、決して否定的ではない思いで、今の天皇の公務にあたる姿を見てきました。けれども、天皇がどのような人であるかということと、天皇制とは決定的に“違う”問題なのだ、ということ、今回改めて突きつけられました。

講演後の質疑応答の場で、「象徴」天皇であっても、現天皇の退位式を経て、来年10月にも予定されている新たな天皇の即位式がなされる時、そこでは結局、天皇を神とする式がなされるのだということが話されました。今の天皇はいい天皇だ、という一般的な評価は確かにあります。けれども、そのような評価と雰囲気の中で、かつて、「国民儀礼」としての天皇崇拝と、ただ一人の神さまに仕える、ということに住み分け、神さまに対して誠実であり得なかった私たち教会、そして信仰者は、天皇制がこの先もお存続することの中に残る問題と信仰の闘いを見失うことがあってはならないのだと、強く思われました。その闘いは決して早々には終わらず、時に妥協を迫られるような状況も起こり得るかもしれません。それに対して、講師が言われた「神さまと状況の中で、妥協しなければならない時があるとしたら、妥協している、ということ意識化すること」という言葉が、今も心に響いています。

日きの会員他、他教派や一般の方々も合わせ、83名の出席。テンポのよい講演と、活発な質疑応答で、3時間半の集会はあっという間に時が過ぎました。

## <ヤスクニ関連ニュース>

\*は報告者（古賀）のコメント

### ○ 安倍首相「違憲論争に終止符を」。

「自民党総裁選への出馬を表明した安倍晋三首相が8月27日、福井県入りし、福井市で開かれた県連の党員研修会で講演した。・・・憲法9条への自衛隊明記について『憲法学者のうち、(自衛隊が)違憲ではないという人は2割しかいない。違憲論争に終止符を打ちたい』と意気込んだ。」(福井8・28、平和を実現するキリスト者ネットから)

\*憲法学者の長谷部恭男氏は「自衛隊を違憲としない政府解釈を受け入れている憲法学者は、私をふくめ数多くいます。憲法学者のすべてが、あるいは大多数が『自衛隊は違憲である。よって政府解釈はみとめない』とっていると安倍さんが本気で考えているのだとしたら、それはぜひ認識をあらためていただきたいと思います。」(「憲法の良識」と指摘する。

### ○ 大嘗祭「公費支出避けるべきではないか」秋篠宮さま（ママ）が懸念。

「来年5月に即位する新天皇が五穀豊穰を祈る皇室の行事『大嘗祭』について、秋篠宮さまが『皇室祭祀に公費を支出することは避けるべきではないか』との懸念を宮内庁幹部に伝えられていることが関係者への取材で判明した。大嘗祭は来年11月14日から15日にかけて皇居・東御苑での開催が想定されている。政府は来年度予算案に費用を盛り込む。宗教色が強い大嘗祭に公費を支出することには、憲法で定める政教分離原則に反するとの指摘がある。政府は今年3月に決定した皇位継承の儀式に関する基本方針で、『宗教的性格を有することは否定できない』としながらも、『皇位が世襲であることに伴う重要儀式で公的性格がある』と位置付けた。費用は平成の代替わりの際と同様、皇室行事として公費である皇室の宮廷費から支出する。(毎日8・25)

\*大嘗祭の費用総額は20億円(内、祭場建設費14億円)の見込み。政府の言い分は、皇位の根拠は「国民の総意に基く」との憲法に違反するものさながら、全国各地で災害が頻発している状況で一夜だけのために巨額の出費を行うのは、住民の生活安定を無視する愚劣な背信行為である。各地で災害が頻発し、今回の北海道地震被害総額も1800億円超という疲弊した状況なのに。

### ○ 防災ヘリ墜落9人死亡、追悼式巡り一部遺族反発。

「群馬県中之条町の山中に8月、同県防災ヘリが墜落し、乗員9名が墜落した事故で、県による追悼式の開催や日程の決め方が一方的だと、一部の遺族が反発を強めている。県側が前橋市の会場を仮予約したうえ、10月12日に開催するとの文書を遺族に相談せず作成し、提示したためだ。県は『大きな会場を押さえられる日だった』と釈明し、今後、遺族の意向を確認しながら開催するかどうかも含めて検討するとしている。・・・遺族の女性は取材に対し、『こちらの事情も聞かずに一方的だ。遺族のことを考えない追悼式ならやらなくていい』と話した。別の遺族の男性も「遺族の都合を聞くことから始めるべきだ」と憤る。これに対し、県は『目安を示したつもりだった。遺族を戸惑わせてしまったなら申し訳ない』とし、会場はキャンセルしたという。(読売9・8)

\*遺族を無視した一方的なやり方は、靖国合祀と通底していないか

(編集後記)

安倍3選だが、彼は国民からだけでなく、平和を求める国際状況からも遊離している。植民地支配・侵略戦争への反省がないのが致命的欠陥である。力の極みで、角は折れるものだ。

(K生)

765号ヤスクニ通信 2018年10月14日  
発行 日本キリスト教会  
靖国神社問題特別委員会  
発行人 古賀清敬 編集 桑広国  
発行 桑広国 (大和教会)  
〒242-0021 神奈川県大和市中央  
7-1-22 TEL&FAX 046-261-3957